

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 入札に付する業務の内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 入札番号 | 1 番 |
| (2) 業 務 名 | 中央地区流雪溝ほか維持管理業務委託 |
| (3) 業務箇所 | 旭川市東旭川町下兵村 6 番地の 2 ほか |
| (4) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (5) 履行方式 | 分担履行方式 |
| (6) 業務概要 | 中央監視室運転管理業務 一式
流雪溝及び消流雪管理業務 一式 |
| (7) 設計金額 | 43,520,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (内訳) | 中央監視室運転管理業務 22,110,000 円
流雪溝及び消流雪管理業務 21,410,000 円 |

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす共同企業体であること。

- (1) 構成員は、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 中央監視室運転管理業務については、旭川市物品購入等競争入札参加資格において、取扱品目番号 3504「流雪溝監視維持管理」の入札参加資格を有している者のうち、地域区分が「51 市内」で登録されている者であること。

流雪溝及び消流雪管理業務については、旭川市建設工事等競争入札参加資格において、土木一式工事の入札参加資格を有し、かつ、地域区分が「11 市内」で登録されている者のうち、過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）に旭川市発注の土木工事を施工、又は中央地区流雪溝ほか維持管理業務委託のうち流雪溝及び消流雪管理業務の実績を有している者であること。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (2) 構成員の数が 2 者により構成されていること。
- (3) 代表者は、中央監視室運転管理業務を履行する者であること。
- (4) 各構成員が、当該業務の入札において 2 以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 設計図書の閲覧

本業務に係る設計図書及び図面は、次のとおり閲覧に供するほか、次のアドレスの旭川市ホームページにおいてダウンロードできる。

- (1) 閲覧場所 旭川市土木部土木総務課（旭川市 7 条通 10 丁目）

- (2) 閲覧期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月16日（金）まで（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで
- (3) アドレス <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/p000562.html>

4 申請書類の配布場所、提出期間及び提出場所

この一般競争入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書類を提出し、市長から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 申請書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 旭川市土木部共同企業体協定書

ウ 工事施工実績調書

- (2) 提出期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月6日（火）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

- (3) 提出場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階
旭川市土木部土木総務課（電話 0166-25-9700）

(4) 申請書等の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、3(3)の旭川市土木部土木総務課ホームページにおいてダウンロードできる。

(5) 提出方法

持参又は郵送によること（ファクシミリによるものは受け付けない。）。なお、郵送については、受付期間に必着のこと。

(6) 提出確認

申請書の提出があった者には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、(3)に連絡し確認すること。

5 入札参加資格の確認

令和8年10月7日（水）までに書面により通知する。入札参加資格がないと認められた者は、令和8年10月13日（火）までに市長に対し書面（様式は任意）によりその理由について、説明を求めることができる。

この場合において、市長は、令和8年10月15日（木）までに書面により回答する。

6 入札方法

- (1) この一般競争入札の入札は、郵送によること（持参又はファクシミリによる入札は認めない。）。

- (2) 入札回数は1回とする。

- (3) 総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書等の郵送方法等

(1) 入札書等の郵送方法

入札書及び委託費内訳書を封筒に入れ、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又

は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。

(2) 入札書等の到達日

配達日指定郵便の指定日は、令和8年10月21日（水）とする。

(3) 入札書等の送付先

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎4階

旭川市土木部土木総務課（電話 0166-25-9700）

8 開札

(1) 開札の日時 令和8年10月21日（水）午後1時

(2) 開札の場所 旭川市役所第二庁舎4階会議室4C（旭川市7条通10丁目）

(3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとする。

なお、入札結果は、落札決定後、落札者に通知するとともに、次のアドレスの旭川市土木部土木総務課ホームページにおいて速やかに公表する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/70000000/70050000/p000571.html>

(4) 開札の傍聴

入札参加者は、旭川市土木部一般競争入札等（郵送方式）実施要領の規定に基づき、1者につき1名まで開札を傍聴することができるので、開札当日、開札時刻の10分前までに7(3)まで申し込むこと。

9 支払条件

3回後払いとする。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

また、契約締結時に旭川市土木部共同企業体協定書第8条に基づく協定書を提出すること。

11 入札保証金及び契約保証金

免除する。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期し、又は中止することがある。

13 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、旭川市土木部郵便入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札及び設計金額を超える入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度を適用する場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15 委託費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。
- (2) 委託費内訳書は返却しない。

16 低入札価格の調査

本業務は、旭川市土木部低入札価格調査要領に基づく調査対象業務である。

17 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、旭川市土木部郵便入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 1(4)の契約締結日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。
- (3) 入札に関するの問合せ先
4(3)に同じ。

なお、入札の公平性を保つため、質問及び回答内容の公表を必要と認める場合には、書面により質問の提出を求める。